

犬山市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規則

制定 令和6年3月28日議会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、犬山市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1）によるものとする。

2 条例第2条第2項の規定による訂正の届出は、訂正届（様式第2）によるものとする。

(期限の特例)

第3条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が休日（犬山市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、休日の翌日をもってその期限とみなす。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1（第 2 条関係）

年 月 日

犬山市議会議長

犬山市議会議員

請負状況等報告書

犬山市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

契 約 締 結 日	対 象 と す る 役 務 、 物 件 等	契 約 金 額 （単価契約で ある場合はそ の旨）	前年度（会計 年度）に支払 を受けた額
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

支払を受けた総額	円
----------	---

備考 契約金額及び支払を受けた額の欄は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記入すること。

様式第 2 （第 2 条関係）

年 月 日

犬山市議会議長

犬山市議会議員

訂正届

犬山市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 訂正箇所

2 訂正の理由